

# 情報メディアを活用した南予子育て移住プロモーション業務委託仕様書

## 1 業務名

情報メディアを活用した南予子育て移住プロモーション業務

## 2 業務期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

## 3 業務目的

人口減少が進む愛媛県南予地域への子育て世帯や出身者の移住促進と南予移住のイメージアップを図ることを目的に、愛媛県、南予5市町（宇和島市、八幡浜市、大洲市、西予市、内子町）や関係機関が連携して「南予子育て移住促進協議会」を設置し、「移住者が愛顔で子育てできる南予」のイメージ浸透を通じた持続的な移住者増加に取り組んでいる。

本業務では、移住希望者が購読・閲覧する情報メディア（例：雑誌・ホームページ・SNS・ラジオなど）を活用し、南予5市町への子育て移住の魅力及び当協議会での取組みを紹介・発信することにより、南予子育て移住のイメージ向上と、当協議会が別途開催する移住フェア・移住体験ツアーへの移住希望者の誘導を図ることを目的とする。

## 4 本業務のターゲット

大都市圏（主に東京圏・大阪圏）在住の子育て世帯や、南予地域出身の若年層で、地方移住への興味・関心を有する層をコア・ターゲットとする。

## 5 委託業務の内容

### (1) 情報メディアを活用したプロモーション

- ・現地取材等に基づき、南予5市町の子育て移住生活の魅力や、当協議会の取組みに係るコンテンツを作成し、情報メディアを活用した情報発信を行うこと。
- ・活用する情報メディアについては、上記4の本業務のターゲットが頻繁に閲覧しており、本業務の事業効果の最大化を図るため最適と考えられる媒体（複数媒体の組み合わせも可）を選定の上、提案すること。
- ・実際に利用する媒体については、提案内容を踏まえて、委託者と受託者で協議の上、決定する。
- ・上記のほか、業務効果を高める独自の工夫・仕掛けを検討・実施すること。

### 【留意事項】

○下記【参考】に記載している南予子育て移住のコンセプトや、南予子育て移住促進協議会が取り組む共同事業に留意して業務を実施すること。

### 【参考】

○南予子育て移住促進協議会（以下、協議会という。）の概要

人口減少の加速化が進む南予地域において一定の都市機能（仕事、教育、医療、商業等）の集積がある4市（宇和島市、八幡浜市、大洲市、西予市）と、

南予移住マネージャーを配置し、松山市への通勤圏である内子町及び愛媛県で設置運営する協議会で、子育て世帯や南予地域出身の若者世代に対して訴求力のある共同事業を実施し、南予5市町への移住者誘致を促進するものである。

#### ○共同事業の概要

上記の協議会事業として、大都市圏で開催する移住フェア（令和6年7月に大阪府内で1回、令和6年6月に東京都内で1回開催予定）、パッケージ型、オーダーメイド型の移住体験ツアー（通年で随時募集予定）を実施する。

#### ○南予子育て移住のコンセプト

えひめ移住ネット内「南予子育てガイド」を参照。<https://e-iju.net/nanyo/>

#### (2) 効果測定及び報告業務

- ・事業の効果、実績を定量的、定性的に把握できるように数値目標を設定するとともに、把握方法を明確にし、下記6の報告を行うこと。
- ・報告に当たっては、上記5（1）の実績、効果測定、今後のプロモーションに関する改善提案等を記載すること。

## 6 業務計画書及び報告書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書をもとに、具体的な業務内容について委託者と協議の上、委託契約書に定める「業務計画書」を作成して委託者に提出すること。
- (2) 委託業務完了後、委託契約書に定める「実績報告書」を作成し、委託者の検査を受けること。
- (3) 委託者は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。
- (4) 委託者は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

## 7 再委託等の禁止

受託者は、委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、委託者が承諾した場合はこの限りではない。

## 8 成果の帰属及び秘密保持

#### (1) 成果の帰属

受託者が本業務で制作した制作物の著作権及び使用権は、原則として、委託者に帰属する。

#### (2) 秘密保持

ア 本業務に関し、受託者から委託者に提出された計画書等は、本業務以外の目的で使用しない。

イ 本業務に関し、受託者が委託者から受領又は閲覧した資料等は、委託者の了解なく公表又は使用してはならない。

ウ 受託者は、本業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

## 9 著作権等

- ・本業務で制作・納品された成果品を期間の制限なく無償で、インターネット、印刷物、DVD、講演・講習、放送番組等のあらゆる媒体、手段、手法により、公表（公開、配布、放送等）することができるよう、二次利用可能な権利関係に関する調整を行うこと。
- ・成果物の著作権（著作権法第21条から第28条までに定めるすべての権利を含む。）は委託者に帰属し、受託者が複写、複製、抜粋その他の形式により他の用に供する場合は、委託者の承諾を受けなければならない。
- ・委託者は成果物を公表することができる。この本県の公表権について、受託者はいかなる権利も主張できない。
- ・受託者は、委託者が認めた場合を除き、成果品に係る著作者人格権を行使できないものとする。
- ・委託業務の実施のために使用された委託者が所有する資料等の著作権は委託者に帰属する。ただし、受託者が従前より保有する特許権、著作権等の知的財産権を適用したものにおいては、委託者はその使用及び複製の権利のみを有するものとし、それらの知的財産権は受託者に帰属する。
- ・成果物及び委託業務の実施のために使用された委託者が所有する資料に、受託者が従前より保有する知的財産権（著作権、ノウハウ、アイデア、技術、情報等を含む。）が含まれていた場合は、受託者に留保されるが、委託者は成果物を利用するために必要な範囲において、これを無償かつ非独占的に利用できるものとする。
- ・成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。なお、第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。

## 10 個人情報の保護

受託者は本業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で、個人情報を扱う場合は別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

## 11 その他

- ・業務の実施に当たっては委託者と受託者双方が協議を重ねながら実施するものである。
- ・上記に関わらず、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。